

有限会社松浦建設「行動計画」

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

女性社員の働きやすい環境を目指すことで、誰もが働きやすい職場環境へと改善することを目的とし、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 5年 7月 1日～ 7年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：労働者に占める女性労働者の割合を25%以上にする。

<対策>

- 令和 5年 12月～ 女性社員の雇用推進に向けての職場環境改善へ向けての検討及び計画の作成

- 令和 6年 4月～ 職場環境の改善、設備の導入

- 令和 7年 4月～ 改善された環境の周知及びPR